## 高知大学医学部附属病院PETセンター規則

平成18年2月14日 規則 第624号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則(平成16年4月1日施行)第8条第6 項の規定に基づき、PETセンターの運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 PETセンターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 院内のPET及びPET・CT検査並びに診療に関すること。
  - (2) 地域医療機関等のPET及びPET・CT検査並びに診療に関すること。
  - (3) PET製剤の製造・管理に関すること。
  - (4) PET製剤による教育及び研究に関すること。

(運営委員会)

- 第3条 PETセンターの運営に関し必要な事項を審議するため、高知大学医学部附属病 院PETセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、PETセンターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月8日規則第84号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日規則第38号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。